24食産第808号 平成24年5月16日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

シンガポール向けに輸出される食品については、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付23国際第83号)及び「諸外国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付け23国際第84号)等により、輸入規制措置の内容をお知らせしておりますが、今般、シンガポール政府は、輸入規制措置を下記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

なお、以前の通知でもお知らせしておりますとおり、シンガポール政府は、シンガポール国内でのサンプル検査において、放射性物質が検出された場合は、たとえ数値が基準値を下回っても、当該商品の廃棄・返送を求めており、放射性物質が含まれる可能性について、十分配慮して産地証明書を発行していただくようお願いいたします。

記

## 1. 変更点

シンガポール農食品獣医庁(AVA)は、6月1日以降、静岡県産の緑茶及びその製品に対し、産地証明書とともに放射性物質検査報告書の提出を要求。

## 2. シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制(新旧対照表)

## 【平成24年6月1日以降の措置】

対象県	対象品目	規制内容
福島、群馬、栃木、茨	食肉、牛乳・乳製品、野	
城 (4県)	菜、果実、水産物	輸入停止
千葉、東京、神奈川、	野菜、果実	
埼玉(4都県)	食肉、牛乳・乳製品、水	産地証明書を要求
	産物	シンガポールにて、サンプル検査
上記以外	食肉、牛乳・乳製品、野	を実施
	菜、果実、水産物	
静岡以外の都道府県	緑茶及びその製品(※)	
静岡		産地証明書及び放射性物
		質検査報告書を要求
		シンガポールにて、サンプル検査
		<u>を実施</u>

※ 緑茶及びその製品のうち次の HS コードに該当するもの 09021010、09021090、09022010、09022090、21012010、22029030

## 【これまでの措置】

対象県	対象品目	規制内容
福島、群馬、栃木、茨	食肉、牛乳・乳製品、野	
城 (4県)	菜、果実、水産物	輸入停止
千葉、東京、神奈川、	野菜、果実	
埼玉(4都県)	食肉、牛乳・乳製品、水	産地証明書を要求
	産物	シンガポールにて、サンプル検査
上記以外	食肉、牛乳・乳製品、野	を実施
	菜、果実、水産物	
<u>47</u> 都道府県	緑茶及びその製品(※)	

※ 緑茶及びその製品のうち次の HS コードに該当するもの 09021010、09021090、09022010、09022090、21012010、22029030